

	20	21	22	23	24

24

70.6 (77.3
54.5)

	20	21	22	23	24

()

	20	21	22	23	24
29	5(20)	4(17)	7(20)	1(15)	5(18)
30 99	9(4)	5(1)	6(1)	5(1)	5(3)
100 299	5(0)	1(0)	3(0)	1(0)	3(1)
300 499	4(0)	6(0)	1(0)	4(0)	4(0)
500 999	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
1,000 4,999	1(0)	2(0)	4(0)	5(0)	5(0)
5,000	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	24(24)	18(18)	21(21)	16(16)	22(22)

()

10

24

6Q 3

	20	21	22	23	24
1 10					
11 20					
21 30					
31 50					
51					

()

11

	20	21	22	23	24

()

()

3 実情調査件数

本県では、労調法第 37 条に基づく争議行為予告通知があったものに対して、労委規則第 62 条の 2 に基づいて実情調査を行っている。

平成 24 年は、調査件数 9 件のうち、6 件が解決し、1 件が移行となり、残り 2 件は次年に繰越しとなった。

(単位:件)

	実情調査 件 数	前 年 繰越し	新 規 件 数	終 結 事 件			次 年 繰越し	終 結 時 の 段 階		
				解 決	打 切 り	移 行		A	B	C
平成 20 年	21	4	17	12	3	0	6	15	0	0
平成 21 年	19	6	13	10	0	0	9	10	0	0
平成 22 年	21	9	12	14	0	0	7	14	0	0
平成 23 年	15	7	8	8	4	0	3	12	0	0
平成 24 年	9	3	6	6	0	1	2	7	0	0
計	85	29	56	50	7	1	27	58	0	0

(注) 表中の終結時の段階の「A、B、C」とは、次のことである。

A：実情把握の上、接触を保ち交渉の推移を見守ったもの

B：交渉の進展に努力したもの

C：交渉の仲立ちをし、争議を解決に導いたもの